



発行 新潟県

号外 3

令和3年12月28日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

公安委員会規則

- 13 新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則(情報管理課)

公安委員会告示

- 148 新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正(情報管理課)

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第13号

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月28日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(令和3年新潟県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この規則において「法令」とは、法律及び法律に基づく命令並びに新潟県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が定める規則をいう。	(定義) 第2条 この規則において「法令」とは、法律及び法律に基づく命令をいう。
2 この規則において「公安委員会等」とは、公安委員会、新潟県警察本部長又は警察署長をいう。	2 この規則において「公安委員会等」とは、新潟県公安委員会(以下「公安委員会」という。)、新潟県警察本部長又は警察署長をいう。
3～11 (略)	3～11 (略)

附 則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第148号

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（令和3年5月新潟県公安委員会告示第63号）の一部を次のように改正し、令和4年1月4日から施行する。

令和3年12月28日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後		改正前	
<b>別表第1（第3条関係）</b>		<b>別表第1（第3条関係）</b>	
法令	規定	法令	規定
道路交通法（昭和35年法律第105号）	<u>第74条の3第5項並びに第78条第1項、第4項及び第5項</u>	道路交通法（昭和35年法律第105号）	第78条第1項、第4項及び第5項
<b>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）</b>	<b>第5条第1項及び第8条第1項</b>		
<b>新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）</b>	<b>第7条の5第2項本文及び第12条の2第1項</b>		
(略)		(略)	
<b>警備業法（昭和47年法律第117号）</b>	<b>第10条第1項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項</b>	警備業法（昭和47年法律第117号）	第16条第2項及び第3項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	(略)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	(略)
<b>重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）</b>	<b>第10条第3項本文</b>		
<b>別表第2（第5条関係）</b>		<b>別表第2（第5条関係）</b>	
法令	規定	法令	規定
道路交通法	<u>第74条の3第5項並びに第78条第1項、第4項及び第5項</u>	道路交通法	第78条第1項、第4項及び第5項
<b>道路交通法施行規則</b>	<b>第5条第1項及び第8条第1項</b>		
<b>新潟県道路交通法施行細則</b>	<b>第7条の5第2項本文及び第12条の2第1項</b>		
警備業法	第10条第1項、第16条第2項及び第3項並び	警備業法	第16条第2項及び第3項

	に第17条第2項		
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則	(略)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則	(略)
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律	第10条第3項本文		